

寒南音頭の唄と踊りの発表会



寒河江南部地区「寒南音頭の唄と踊りの発表会」

さがえ

市議会だより

2012年7月20日

No.114

6月定例会

主な内容

- 審議した議案と結果…………… 2～3^P
- 一般質問…………… 4～7
- 議会基本条例等制定…………… 8～9
- 市民の声
あらがまち紹介ほか……………10

■発行 寒河江市議会
■編集 市議会だより編集委員会

この市議会だよりの用紙は再生紙を使用しています。

6月定例会

6月定例会は、5月29日から6月12日までの15日間の会期で開かれ、人権擁護委員の推薦の意見を求める件、議会案4件、承認案件2件、補正予算3件、条例改正2件、その他3件の合計15案件を審議した結果、いずれも原案のとおり同意・承認・可決しました。また、請願1件が採択され、それに伴う意見書提出の議会案1件を可決し、意見書は直ちに県の関係機関に送付しました。



同意

◇人権擁護委員の推薦

任期満了となる人権擁護委員に、次の方を推薦することに同意しました。

奈良崎 孝史 氏

(島・再任)

◆全国市議会議長会表彰・感謝状贈呈

◇表彰状（15年以上在職）

佐藤 良一 議員

◇感謝状（評議員功績）

高橋 勝文 議員

議案などに 対する主な質疑

損害賠償の額の決定について の専決処分について (専第4号)

議員 この事案の具体的な状況について伺います。

答弁 今年の大雪により、市道三泉堤防線の転落防止柵に除雪によって積みあがった雪が雪庇となり、その雪が民家の軽自動車に落下



議会の事故多発道路状況視察

し損傷させたことに対して、損害賠償という形で処理させていただいた事案です。

議員 今年の異常豪雪がもたらした事故だと思いが、今後の再発防止策は。

答弁 除雪時の道路パトロール、状況確認が重要であると思われまます。今後、除雪期における道路パトロールの強化に向けて検討してまいります。

損害賠償の額の決定について の専決処分について (専第5、6号)

議員 市道八鍬日田線で同じ日に時間差もなく事故が起きていますが、一般的には道路に穴が開いていても車

がバウンドする程度で、タイヤがパンクするには相当の穴が開いていたと推測される。地元などから、事前に補修の要請などはなかったのか。

答弁 住民からの通報についてはありませんでした。夕方の暗い時間でしたので、30分の中で2回ほど事故が起きてしまったということでありまます。

議員 その後の対応はどのようになされたのか。

答弁 現場につきましては、即刻穴の修繕作業を行いました。幹線道路についても除雪されて路面が出ておりましたので、道路パトロールを実施し、同様の状況がないかどうか、確認作業をして、補修をしました。

議員 再発防止策として、雪の降る前の道路パトロールの回数を増やすべきと思いますが、現在は何班体制でパトロールを実施しているのか。また、下水道のマンホールでできた段差への対応



議会の寒河江ダム視察

はどのようにしているのか。
答弁 道路パトロールは基本的に4月連休前、盆前、秋の除雪シーズン前に実施しておりますが、今年の場合にはこれに加えて6月にも実施することとしております。体制につきましては、3班体制で市道をアスファルトの補修材を持ちながら全区域を回ります。下水道のマンホールにつきましては、除雪に際して、圧雪の状況では段差ができるという事態もありましたが、現場でできるだけ段差を取るよう対応しております。

6 月定例会の提出議案と採決結果

議案番号	議 案 名 等	採決結果
議会案第 2 号	寒河江市議会基本条例の制定について 市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会及び市民に身近な信頼される議会を目指していくための事項を定めるもの	全会一致で可決
議会案第 3 号	寒河江市議会議員政治倫理条例の制定について 寒河江市議会基本条例の制定に伴い、市議会議員の政治倫理に関し、必要な事項を定めるもの	全会一致で可決
議会案第 4 号	寒河江市議会会議規則の一部改正について 寒河江市議会基本条例の制定に伴い、委員会における請願の説明者についての変更	全会一致で可決
議会案第 5 号	寒河江市議会委員会条例の一部改正について 寒河江市議会基本条例の制定に伴い、委員会における傍聴の取り扱いについての変更	全会一致で可決
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例の一部を改正する条例） 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、固定資産税の住宅用地に係る措置特例の廃止等により、専決処分を行ったもの	全会一致で承認
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例） 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計画税の宅地等に係る負担調整措置を平成24年度から平成26年度まで延長したこと等により、専決処分を行ったもの	全会一致で承認
議第45号	平成24年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号） 老人福祉センターや中央公民館等の耐震補強工事費など 1 億6,779 万 5 千円を追加するもの	全会一致で可決
議第46号	平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） 再生可能エネルギー等導入事業として太陽光発電装置の設計委託料と工事費 8,900 万円を追加するもの	全会一致で可決
議第47号	平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号） 県の浄化槽水環境保全推進事業費補助金が新たに創設され、合併浄化槽への転換に補助金支出するため470万円を追加するもの	全会一致で可決
議第48号	寒河江市立児童センター設置及び管理に関する条例の一部改正について 子育て支援センターを既存の児童センターと一体的に管理運営するため、所要の改正をするもの	全会一致で可決
議第49号	寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について 東日本大震災により滅失した居住用財産の敷地に係る譲渡所得の課税の特例に係る譲渡期間の要件が7年に延長する特例が設けられたことに伴い、国民健康保険税の所得割額の算定において適用するため、所要の改正をするもの	全会一致で可決
議第50号	寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定施設の名称変更について 児童センターと子育て支援センターを一体的に指定管理者に指定するため、総合子どもセンターとして名称を変更するもの	全会一致で可決
議第51号	市道路線の認定について 円滑な道路交通の確保と生活住民の向上に資するため、2路線を認定しようとするもの	全会一致で可決
議第52号	町及び字の区域並びに名称の変更について 寒河江市木の下土地区画整理事業の施行に伴い、丸内三丁目、七日町や大字寒河江字木の下等の一部の地域について、町名字の区域及び名称を変更するもの	全会一致で可決
請願第 2 号	村山総合支庁西庁舎を充実し、地域づくりの拠点として機能強化を求める意見書の提出に関する請願	全会一致で採択

※請願の採択を受け、意見書提出に係る議会案 1 件が可決され、意見書は、市議会から直ちに県に送付しました。

南部地区の河川の安全性について



沖津 一博 議員

最上川、島地区の護岸テトラポットが流され、うずを巻いている状況がある。南部地区の住民を守るため、市も常に注視し、危険箇所があれば、国土交通省に整備の要望をすべきと思うがどうか。

市長 市では、毎年大型連休前、夏休み前に河川の安全点検を国と共に実施しております。

テトラポットの流出などで築造された護岸の機能に支障をきたさないよう安全対策について引き続き国に対して要望してまいります。

上郷ダムの安全性について

地球温暖化の影響によりゲリラ豪雨、大型台風、梅雨前線の停滞による想定外の大雨が懸念される。大きな川の近くに住む私達も常に危険性を頭の片隅に入れておかなければなりません。そこで、上流にある上郷ダムの安全性をどのように考えているか。

市長 ダムを管理している東北電力株によると、年1回ダム変位測定を実施しており、現状で上郷ダムの異常は確認されておりませんが、今後とも国・県と連携し迅速な対応を取るよう考えております。

新たな住宅団地の開発について

市が今後とも成長し、人口減少に歯止めをかけるため、地球環境に優しい、省エネ、太陽光発電、再生可能エネルギー等を兼ね備えた、未来型住宅団地を、都市計画道路幸田町島線の整備と一体的に島北地区に開発してはどうか。

市長 魅力ある宅地供給は重要ですが、経済動向や人口の減少傾向から、大規模な宅地開発ではなく、コンパクトなまちづくりを行うことも必要であり、宅地開発事業者と意見交換をしております。

ご提案の地球環境に優しい住宅団地も宅地開発事業者とともに検討をし、研究をしております。

また、道路整備は今後住宅団地の開発構想の中で総合的に検討すべき課題であると考えております。

災害がれきの受け入れについて



阿部 清 議員

東日本大震災から1年が過ぎても災害がれき処理が進んでいないのが現状です。山形県は、放射性物質の基準を国よりも厳しい数値を設け安心・安全を確保しながら、災害がれきを処理支援する基本的な考えや、受け入れの基準を示しています。寒河江市としての市長の基本的な考え方を伺います。

市長 被災地には今もなお多くの災害廃棄物が山積みされており、復旧・復興を進めるには早急に廃棄物を処理することが不可欠であります。去る3月16日に、宮城県より、岩沼市亘理名取ブロック岩沼処理区に仮置きしてある木くずについて、市内の事業所での破砕処理の受入要請がございました。

災害廃棄物の受け入れに当たりましては、安全性の確保と丁寧な説明を行い住民の理解を得る事が最も重要であると考えております。

災害がれき焼却について

福島第一原発の事故により安全性が確保できないため、災害がれき処理が進まずにいます。県は安心・安全を確保し周辺住民の理解を得た上で、岩手・宮城両県の広域処理の要請を受け、災害廃棄物処理を支援するとしています。酒田市や最上広域市町村圏組合等が災害がれきを受け入れし、焼却処理の方針を打ち出しました。当市の周辺住民の中には、将来、災害廃棄物を燃やすのではないかと心配する声もあります。災害がれきの焼却について伺います。

市長 現時点において、焼却や埋め立てを要する処理の依頼はありません。本市としましては、被災地の隣県自治体として、復興支援のためには、出来る限りの協力をしたいかなければならないと考えております。震災廃棄物の受け入れに関しましては、地域の安全性の確保・住民の理解を得る事が大前提であります。引き続き、市民の皆様が安心して生活できる環境を確保してまいります。



インターネットを使用した 寒河江市のさらなる情報発信について

後藤 健一郎 議員

観光やイベントを含め、市の事業の目的は市の活性化や市民の満足度向上であり、実施する事が目的ではない。事業は行っただけでは経費であり、経費以上の効果を得るため、一層の広報活動が必要。

人口普及率78・2%となり、紙やTVよりも費用対効果が高いインターネットを有効に活用し、市報を読まない世代や、市外の方々への広報の手段として、以下5点に関して取り組んでみてはどうか。

①ファンには情報が自動的に配信される、「寒河江市役所フェイスブックページ」の運用②同じくファンに情報が自動的に配信される、「チェリンのつぶやき(ツイッター)」の運用③既存の市ホームページを利用した、行事や見どころが一目でわかる「デジタルフォトライブラリー」④ラジオ「ちえりくWAVE」に登場した「人・物・イベントの紹介」⑤具体的な業務内容や魅力を盛り込んだ「企業紹介」

市長 ①今年から開設した市観光協会のフェイスブックの推移や県内自治体の例も参考にして導入を図りたいと考えており、まずは、市からの情報提供を中心に進めてまいります。

②今年から花咲かフェアの情報をツイッターで試験的に発信しており、その推移を検証し他のイベントへの導入を検討してまいります。

③肖像権の問題、販売目的の印刷物への転載制限等も想定されることから、サービスの需要状況を見定めたくて検討してまいります。

④放送された番組の著作権・放送権等の権利がFM山形にあり、市ホームページ(以下HP)への掲載は難しいと思われます。なお、市HPからFM山形HP上の過去の放送番組視聴コーナーにリンクできるようにしてまいります。

⑤「企業紹介」については、今年度実施予定の企業基礎調査完了後、企業側のご理解を得て、HP上での紹介をしてまいります。



寒河江市水道ビジョンについて

荒木 春吉 議員

本市の水道ビジョンが今春3月に策定され、計画期間は平成33年までの10年間となっている。

厚労省の水道ビジョンと本市の新第5次振興計画を整合したものにしているが、社会資本の形成に水道網の整備は欠かせない。

そこで、以下の3点について伺います。①水道事業の現況と主な課題について ②それらへの対応策について ③実施計画の作成時期について

市長 ①近年、人口減少等により水需要が減少傾向にあり、経営基盤を強化すること。自己水源の能力が低下しており、今後の対応が必要になること。おいしい水の要件のうち、残留塩素濃度を基準値内に収めることが主な課題です。

②対応策としては、資産管理システムの導入、有収率の向上、民間事業者等の活用などで費用の削減を図ること。既設水源の更新や村山広域水道からの受水量を検討すること。自己水源の塩素注入の

管理を徹底し、受水については、県にも改善等を要請することなどです。

③今年の新第5次振興計画の実施計画作成時に合わせてまいります。

フローラ・SAGAE活性化策について

新清・公明クラブは5月30日に寒河江共学育成園とさくらんぼ共生園を視察した。パソコンや携帯のデジタル全盛に、ヒト同士顔を合わせ、話し、食べ、遊び、唄うアナログが、共鳴集団(10〜15人)と社会資本の形成充実に直結します。フローラ・SAGAEの一活性化策として、本市美術館で障がい者作品の企画展示等ができないか伺います。

教育委員長 市美術館における障がい者の方の作品展示については、関係団体と連携を図りながら検討してまいります。そして、皆さんに親しまれる美術館として、フローラ・SAGAEの活性化につながればと考えております。



市政運営の自己採点と
再選出馬の有無は

内藤 明 議員

市長は、市政を担当して3年半になり、中学校給食の実施のように既に公約を果たしたものもある。

この間の行政運営について総括をし、自身で自己採点をするところを、自ら採点の認識か。

また、反省点や今後の課題について伺い、市民の関心事であることから、市長選挙再選出馬の有無について伺います。

市長 地域座談会、子どもの医療費無料化、中学校給食、財政健全化の重要項目を含め、公約を着実に進めています。私の市政運営への評価は、市民の皆様にお任せしたいと考えます。今は寒河江が最も輝くさくらんぼの時期であり風評被害の払拭などに全力で取り組むことが第一ですので、市長選挙については、しかるべき時期に表明させていただきます。

住みよき環境への取り組み

このところ市内でも僅かではあるが、自然の中で蛍の飛び交う地

域が出てきていると聞き、水環境が少しずつ良くなっていることを実感している。

蛍の生息できる環境は、人が快適に生きることのできるバロメーターといわれ、については、河川改修や水路、側溝など居住環境の整備にあたっては、蛍などの水生生物等にも配慮したまちづくりを進めるべきと思うが、市長の見解はいかがか。

市長 河川整備につきましては、国においても従来のコンクリート主体の河川改修の在り方が修正され、河川生態系や植生の保護・育成などが河川管理の目的に加えられ河川法の改正がされております。市内においても、寒河江川や沼川等において親水空間の整備などが図られております。

今後とも河川や側溝等の整備も含め、自然環境に十分配慮した事業を推進してまいりたいと考えております。



環境政策について

川越 孝 男 議員

①市設置型合併浄化槽整備の課題として ア、経費削減等から下水道工事と同様に排水管理設時に各世帯からの排水投入口を造ること。イ、既に新田堰の一部に土地改良区管理の排水路がある。市へ移管が求められた場合、一定の要件の下に引き受けるべきと思うが。

ウ、申請者個人分の請負者が市浄化槽設置委託業務の有資格者である場合、市の入札に際し指名業者に入れるべきと思うが。

②放射性物質による汚染、汚泥対策についての現状と住民に理解が得られる仮保管場所を再検討すべきと思うが。

市長 ①ア、「寒河江市浄化槽排水整備計画」に基づき、浄化槽の設置申請に併せて随時施工していくこととしております。イ、本市の浄化槽排水の整備もこの排水施設を活用したものとっておりますので、管理及び使用に対する負担を行っていく考えです。ウ、法律、規則等に基づき適正に対応

行政執行の基本姿勢について

②今年度の道路側溝清掃につきまして、事前に汚泥の放射性物質検査を実施しております。その結果、3町会から指定廃棄物の基準値を超える値が検出されております。現在、町会と仮保管場所について協議をしております。

①安易なコンサル委託は、他力本願になり易い。従って、コンサル任せでなくコンサルを活用し、市民が知恵を出し合って良いものをつくるのが重要。そういう意識を持った人づくりを常に意識して行政執行に当たるべきと思うが。

市長 各種計画は自前で策定することが基本であります。コンサルタントの活用は、専門的知識や技術、客観的な視点が必要とする場合などに限定すべきと考えており、また、市民の意見を十分お聞きしたうえで計画策定をするよう指示しております。



問題の多い「子育て新システム」法案
 について市長の見解を問う

遠藤 智与子 議員

「新システム」は、地方自治体に保育の義務を定めた児童福祉法を改悪し、保育の分野を市場化させ、保育で金儲けの仕組みを作ることです。

この法律が成立すると、保育は市に申し込む現行の制度から、保護者が「子ども園」に直接申し込むこととなります。

地域性はどうなるのか、希望する施設での保育ができなくなるのではないかと、保育と就学前教育を一体で行うことで料金が高くなったりしないのか、料金滞納した場合強制退所を求められたりしないのか等々の疑問があります。

子どもは商品ではありません。一人ひとりの個性が大切にされ、丸ごと愛される権利を持っています。

この「新システム」により寒河江市の子育てにどのような影響を及ぼすのか、市長の見解を伺います。

市長 ご案内の通り、また制度の詳細が不明であり、情報の収集に努めている段階ですが、市町村は新システムにおいても制度運営の中心的な役割を担い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに、より一層取り組んでいかなければならないと認識しております。新システム案では、一定の要件を満たした施設を指定して、保育サービスへの参入を認める内容となっておりますが、指定段階での十分な審査と指定後の定期的な指導監督等により、サービスの低下を来さないようにすると共に、経済的な面や利用手続の面でも、保護者の負担増とならないようにしなければならぬと考えております。いずれにいたしましても、寒河江の子どもたちが、より良い環境の中で、すくすくと成長することを願う気持は、同じでありますので、御理解いただきたいと思います。

議会のインターネット中継のご案内

議会ホームページでは、インターネットによる本会議及び予算・決算特別委員会のライブ中継、録画中継の配信を行っております。是非ご利用ください。

接続方法

インターネットの寒河江市ホームページ (<http://www.city.sagae.yamagata.jp/>) →寒河江市議会 →議会中継 (<http://www.kensakusystem.jp/sagae-vod/>) で右の画面につながります。

寒河江市議会 インターネット中継

市議会トップへ 操作説明へ

寒河江市議会の本会議のインターネット中継がご覧いただけます。

- ライブ中継を見る 現在、ライブ中継は行っておりません。本会議等のライブ中継を視聴できます。
- 議会の日程から選ぶ 議会の日程から選んで視聴できます。
- 議員の名前から選ぶ 議員の名前から選んで視聴できます。
- 録画映像の検索 会議日・会議日・議員名・会議名・フリーキーワードの条件で映像を検索することができます。

議会日誌

(4月21日～7月20日)

27日	4月	会派代表者会議、議会基本条例策定委員会
8日	5月	会派代表者会議
19日		西村山地方議長協議会定期総会
21日		議会運営委員会、全員協議会、議員懇談会、会派代表者会議
23日		スポーツ議員連盟総会、森林・林業・林産業活性化促進寒河江市議員連盟役員会・総会、知事を囲む市町村自治振興懇談会
24日		全国市議会議長会定期総会
29日	6月	議会運営委員会、常任委員長会議
29日		6月定例会
11日	6月	議会運営委員会
12日		議会だより編集委員会
15日		議会基本条例策定委員会
19日		会派代表者会議、管内及び寒河江ダム視察
20日		総務文教常任委員会管内視察
21日		西村山地方議長協議会研修会
26日		議会基本条例策定委員会、議会基本条例施行規則等議長答申、全員協議会、議員懇談会
10日	7月	新政クラブ視察
13日		議会だより編集委員会、埼玉県川越市行政視察団来寒
17日		建設経済常任委員会行政視察
20日		定例議員懇談会、議会基本条例策定委員会、会派代表者会議
		建設経済常任委員会管内視察

議会基本条例・ 議会議員政治倫理条例を制定

6月定例会初日の5月29日、議員発議により「寒河江市議会基本条例」と「寒河江市議会議員政治倫理条例」が提案され、全会一致で可決されました。

これらの条例は、平成24年7月1日から施行されました。

6月26日の市議会議員全員協議会で「寒河江市議会基本条例施行規則」と「寒河江市議会議員政治倫理条例施行規則」も可決され、条例と同様に平成24年7月1日から施行されました。

寒河江市議会基本条例の構成

- 前文
- 第1章 総則
(第1条、第2条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則
(第4条、第5条)
- 第3章 市民と議会の関係
(第6条)
- 第4章 議会と市長等との関係
(第7条～第10条)
- 第5章 自由討議の保障
(第11条)
- 第6章 委員会活動
(第12条)
- 第7章 政務調査費
(第13条)
- 第8章 議会及び事務局の体制整備
(第14条～第17条)
- 第9章 議員の身分
(第18条、第19条)
- 第10章 議員の政治倫理
(第20条)
- 第11章 最高規範性と見直し手続き
(第21条～第24条)
- 附則

議会基本条例制定までの主な経過

- ◆平成22年1月15日
議会活性化検討委員会設置。以降、委員会を8回開催し、議会基本条例策定に向けた取り組みを確認。
- ◆平成23年6月2日
議会基本条例策定委員会(8名)設置。条例制定に引き継ぐことを確認。
- ◆平成24年3月8日
議会基本条例要綱案(素案)を作成。(第24回委員会)
- ◆平成24年3月13日
パブリックコメント実施。
- ◆平成24年3月11日
市民意見交換会開催。(文化センター、西部・南部・柴橋地区公民館)
- ◆平成24年4月27日
基本条例(案)を議長に
- ◆平成24年5月29日
答申。(第27回委員会)6月定例会に議員発議として条例案が提出され、全会一致で可決。



議会基本条例策定委員会

議会基本条例の概要

議会が市民に身近で信頼される機関として担うべき役割と責務を果たすための基本的事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、よって市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

積極的な情報公開

これまで以上の積極的な情報公開と開かれた議会運営とするため、すべての会議は原則公開とします。

議会報告会の実施

議決事項や議会運営について、市民への説明責任を果たすため、地域に向いて直接報告、説明する議会報告会を実施します。

これは、市政に関する情報の提供に努めるとともに、市民の皆さんとの意見交換を通して、政策立案及び政

策提言の充実を図るもので

自由討議の保障

議会は、議論の場であることを認識し、市長等に対する質疑にとどまらず、議員相互間の討議を中心とした運営とします。

反問の許可

これまで議会における議員の質問に対し、執行機関側の発言は答弁のみでしたが、今後、市長等執行機関の長は議員の質問の論点を整理するため、議長の許可を得て反問することができ



市長による政策形成過程の説明

市長が提案する重要な政策について、適確な判断と、市民に結果のみならず議会での審議内容を分かってもらうためには、論点を明確にする必要があることから、市長に対し、6項目について説明を求めています。

議員の倫理

議員は、市民全体の代表者として高い倫理性を常に自覚するとともに、法令を遵守し、品位の保持に努めなければならないとし、倫理規範については、寒江江市議会議員政治倫理条例で定めることとしています。

議会議員政治倫理条例の概要

政治倫理基準

議員は、次の倫理基準を遵守しなければならないと

しています。

- ①品位を損なう行為や議員に対する市民の信頼を損なう行為をしないこと。
- ②政治活動に関し、政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄付等を受けないこと。
- ③市が行う許認可又は請負などの契約に関し、特定の個人、企業、団体のために有利な取り計らいをしないこと。
- ④権限や地位を利用して、市職員の人事に関して推薦、紹介等の行為や市の公正な事務執行を妨げる働きかけは行わないこと。
- ⑤いかなる場合も人権侵害などのおそれのある行為はしないこと。
- ⑥地位を利用して金品を授受しないこと。

就業の報告義務

議員が、収益事業を営む法人、市の許認可が必要な事業を営む法人及び市から補助金を受け又は受けよう

とする法人などの取締役、理事、監査役、監事、顧問などに就いているときは、書面で議長に報告することになります。

審査請求

議員が、政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、市民や議員が、議長に審査請求することができます。

審査会の設置

請求があった場合、議長は政治倫理審査会を設置するとともに、その審査結果に基づいて措置を講ずることができ



市民の声



醍醐

茂木 藤雄さん

寒河江市政につきましては、近年地域担当職員の配置などによる地域の活性化に重点を置いた施策を高く評価しております。

私共醍醐地区民も慈恩寺の国史跡指定に向けてのムードづくりに一役？とは言いませんが「大花火大会」

「醍醐のごつつお」「慈恩寺スケッチコンクール」等の事業で成果を上げる事ができました。時代の流れと

は言え、少子高齢化、格差社会、無縁社会等々の問題が各地域の活性化を妨げる要因にもなっています。

しかしこの問題に真剣に立ち向かっていかなければ真の心豊かな地域づくりは実現不可能な事であり、「隙間戦略」が叫ばれている今、地域活性化は住民主導で頑張っていくしかないと感じるこの頃です。

9月定例会の日程(予定)

9月 4日	本会議(議案上程、説明)
6日	本会議(一般質問)
10日	本会議(一般質問)
11日	本会議(質疑)、予算・決算特別委員会
12日	建設経済常任委員会・分科会
18日	建設経済・厚生常任委員会・分科会
19日	厚生・総務文教常任委員会・分科会
20日	総務文教常任委員会・分科会
25日	予算・決算特別委員会、本会議(採決)

※いずれも9時30分から開会します。
※日程は変更になる場合があります。
事務局(86-2111)にお問合せください。

議会の傍聴においでください

本会議、委員会及び分科会を傍聴する際には、住所・氏名を記入願います。

議会の会議は、原則公開です。

■9月定例会の請願・陳情の提出締め切りは8月29日(水)正午までです。(予定)



入倉町会

船田 新一さん

我が町会は三泉地区6町会の内でも小さい町会です。

寒河江川橋より北方向に河北町西里と隣接する位置にあり、周囲は田園に囲まれ、住み良い集落です。

当日は朝から公民館の敷

地内に、昔から町内の奉り神として大神宮様に安全祈願を全員で参拝します。

また、毎年12月下旬に寿会の皆さんで、しめ縄を作って奉納参拝の準備をして頂いています。

引き続き、公民館で新春祝賀会の席上で歳祝を迎えられた米寿喜寿の方々を招待し、参加者全員で祝福をします。

祝盃の輪の中で、町会の現状等コミュニケーションが図られ、親睦と融和の絆を深めるための新年のスタートを祈念します。



主権者である国民との約束を忘れた国政(政府や政党)は、混乱し国民の信頼を失っています。

6月定例会市議会は、議会改革の一環としてスタートした市議会基本条例が2年5カ月の間、全議員の精力的な取り組みと市民の皆さんのご理解とご協力を得て全会一致で決定された歴史に残るものとなりました。

市議会基本条例は、条例をつくるのが目的でなく最も大切なことは、二元代表制の一翼を担う議員自身や議会が、主催者である市民が主体となる市民本位の成熟した自治体の実現を目指して不断に取り組むことです。

引き続き、市民の皆さんの議会だよりや議会運営に対する率直なご意見をお寄せください。

(川越記)